

富山県医療審議会運営要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「令」という。）第5条の22の規定に基づき、富山県医療審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（部会の設置）

第2条 令第5条の21第1項の規定に基づき、審議会に次のとおり部会を設置する。

名 称	所 掌 事 務
医療法人部会	医療法人に関すること。
地域医療構想部会	地域医療構想に関すること。

（部会の会議）

第3条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 4 令第5条の21第4項の規定により、医療法人に関する事項については医療法人部会の決議をもって、地域医療構想に関する事項（同構想の策定に関する事項を除く。）については地域医療構想部会の決議をもって、審議会の決議とする。

（庶務）

第4条 審議会の庶務は、富山県厚生部医務課において処理する。

（雑則）

第5条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和61年12月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。